

国立大学法人小樽商科大学学長補佐規程

(平成16年9月17日制定)

(設置)

第1条 国立大学法人小樽商科大学長（以下「学長」という。）は、国立大学法人小樽商科大学（以下「本学」という。）全体の見地から行う企画，立案等の際し，必要と認める場合は学長補佐を置く。

(選任等)

第2条 学長補佐は，本学専任の教員のうちから学長が選任する。

2 学長は，学長補佐を選任したときは速やかに教育研究評議会に報告するものとする。

(職務)

第3条 学長補佐は，学長から委託された業務を行う。

2 学長補佐は，学長の承認を得て検討部会を設けることができる。

(任期)

第4条 学長補佐の任期は，学長から委託されたその業務の遂行に必要な期間とする。ただし，当該学長補佐を選任した学長の任期の終期を超えることはできない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか，学長補佐に関し必要な事項は，学長が別に定める。

附 則

この規程は，平成16年9月17日から施行する。